

「府県境における事件発生時の緊急配備等に関する協定」の運用について（概要）

平成3年12月20日

例規（通信）第75号

「府県境における事件発生時の緊急配備等に関する協定」の運用については、犯罪の広域化及びスピード化に対応するため、犯人が府県境を越えて逃走する可能性がある場合における緊急配備等の実施について、大阪府警察と隣接する他府県警察との間で必要な事項を定めたものであり、その主な内容は

配備対象事件

配備の依頼方法

運用責任者

等である。